

発注情報詳細等

件名

「令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託」

(令和2年12月25日公表分)

教育委員会事務局

学校教育企画部 小中学校企画課

発注情報詳細等 目次

	ページ
発注情報詳細(物品・委託等)	3
令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託について	4
設計書・仕様書等	6
委託契約書表紙	15

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による			
件名	令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託			
納入／履行場所	設計図書のとおり			
納入／履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
入札参加資格	営業種目	「コンピュータ業務（ハードウェア保守）」		
	所在地区分	市内又は準市内又は市外		
	その他	<p>(1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>(2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目316「コンピュータ業務」細目C「ハードウェア保守」に登録が認められている者であること。</p> <p>(3) 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>		
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書			
設計図書	6ページ以降			
入札参加申込締切日時	令和3年1月15日（金）			
指名・非指名通知日	令和3年1月22日（金）			
質疑締切日時	令和3年1月29日（金）	回答期限日	令和3年2月5日（金）	
入札及び開札日時	令和3年2月15日（月）午前11時00分			
入札及び開札場所	横浜市西区花咲町6丁目145番地 横浜花咲ビル 6階 教育委員会事務局小中学校企画課（情報教育担当）研修室			
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない
注意事項				
発注担当課	教育委員会事務局小中学校企画課	電話	045-314-1316	
契約担当課	教育委員会事務局小中学校企画課	電話	045-314-1318	

令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託について

横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部小中学校企画課

1 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の（１）から（４）のとおり書類を提出しなければなりません。また、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

（１）提出書類

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書

（２）提出方法

上記（１）の提出書類（紙媒体）を（３）の期間内に、５の提出先へ直接持参してください。

（３）提出期間

公告日から令和3年1月15日（金）まで

（受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

（４）入札参加に係る通知

次のいずれかの通知を、令和3年1月22日（金）までに行います。

ア 公募型指名競争入札指名通知書

イ 公募型指名競争入札非指名通知書

（５）その他

入札に参加しようとする者は、入札日までの間に会社合併・分割等の予定がある場合（会社合併・分割等を行った後に申出をしていない場合を含む。）は、必ず申し出なければなりません。会社合併・分割等によって入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加することができません。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

（１）資格条件を満たさなくなったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

3 設計図書《仕様書》等に関する質問

（１）方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、令和3年1月29日（金）（必着）までに、別紙「質問書」を小中学校企画課（情報教育担当）に直接持参するか、電子メールにより提出してください。なお、電子メールにより提出する場合は、電話により到着確認を行ってください。（持参及び電話の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時ま

で。)

(2) 回答

令和3年2月5日(金)までに横浜市教育委員会事務局ホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(3) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

4 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札方法

入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

(3) その他

ア 入札書には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、落札者決定に当たっては、入札書又は見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とします。

イ 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

5 各種提出先及び問合せ先

〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地 横浜花咲ビル 6階
横浜市教育委員会事務局 小中学校企画課 情報教育担当 高原
電 話 045(314)1316
電子メール ky-johokyoiku@city.yokohama.jp

令和3年度	一般	会計	歳出	第15款2項1目	12節(1)委託料
令和3年度	一般	会計	歳出	第15款3項1目	12節(1)委託料
令和3年度	一般	会計	歳出	第15款4項1目	12節(1)委託料
令和3年度	一般	会計	歳出	第15款5項1目	12節(1)委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 小中学校企画課	ふりがな	たかはら
	—			担当者名	高原

設 計 書

- 1 委託名 令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託
- 2 履行場所 横浜市立磯子小学校ほか355校

- 3 履行期間
又は期限 期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで
 期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 別添仕様書のとおり

令和3年度 横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託

2 委託業務の目的

本委託は、市内の市立学校で校務用サーバを継続して利用できるよう、故障時・障害時に、ハードウェアの障害個所の特定を行い、修理サービスを行うものである。

3 委託業務の範囲

本委託業務の範囲は次に挙げる役務とする。

(1) 受付

ハードウェアの障害予知アラートや故障発生時に、受付を行い、状況の確認等を行う。

受付方法は、電話または電子メールとする。

受付時間は、24時間対応とする。

(2) オンサイト保守サービス

障害個所を特定し、エンジニアにより障害個所の修理を行う。修理後、復旧状況を確認、当該校の教職員に対し作業報告を行う。

当該校への駆け付け時間は、受付による障害の一次的な原因究明後、6時間を目途とするが、実際の訪問日時は、当該校教職員と調整の上決定する。

故障時の交換に必要な各パーツ類は、事前に自社にて正常に動作することを確認・管理していたものを用いること。なお、故障時の交換に必要な各パーツ類の費用は、本契約に含まれるものとする。

4 履行場所（別紙参照）

横浜市立磯子小学校ほか 355 校

5 委託対象機種（別紙参照）

PYT1311T3S（富士通）

ML310e Gen8 V2（HP）

6 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

7 提出物

当該業務に対して以下のものを納品すること。

納品物名	納品形態・数量	備考
作業報告書（都度）	紙媒体または電子データ 数量：1部	保守作業発生毎、納品すること。 作業完了後、10日以内に提出すること。

8 その他

- (1) 仕様書一式に疑義が生じたとき又は明示されていない事項については、本市と別途協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業体制については、本業務の内容を十分に理解している作業者を配することとする。また、本調達に基づくすべての作業において他の事業者を関与させる場合、関与させる業務の内容、当該事業者の名称、所在等の情報を本市に提出し、その了承を得ること。
- (3) 作業実施に関する詳細については、本市との密接な協議に基づき行うこととし、質疑あるいは協議の結果は、その都度文書で提出すること。
- (4) 本業務委託履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、報告書の印刷費等の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- (5) 保守開始までに障害発生時の連絡の流れ及び障害切り分け時の作業項目を明確にし、書面として提出する事。

9 適用文書

- (1) 「委託契約約款」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。
- (2) 「個人情報取扱特記事項」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

対象校

【別紙】

No.	区名	学校名	住所	サーバ台数	メーカー	型番
1	磯子	磯子小学校	磯子区久木町11-1	1	HP	F1F34A
2	磯子	杉田小学校	磯子区杉田一丁目8-1	1	HP	F1F34A
3	磯子	根岸小学校	磯子区西町2-46	1	HP	F1F34A
4	磯子	滝頭小学校	磯子区丸山二丁目25-1	1	HP	F1F34A
5	磯子	浜小学校	磯子区磯子台23-1	1	HP	F1F34A
6	磯子	屏風浦小学校	磯子区森三丁目11-1	1	HP	F1F34A
7	磯子	梅林小学校	磯子区杉田五丁目13-1	1	HP	F1F34A
8	磯子	岡村小学校	磯子区岡村四丁目7-1	1	HP	F1F34A
9	磯子	汐見台小学校	磯子区汐見台3-6	1	HP	F1F34A
10	磯子	洋光台第一小学校	磯子区洋光台一丁目4-1	1	HP	F1F34A
11	磯子	洋光台第二小学校	磯子区洋光台四丁目15-1	1	HP	F1F34A
12	磯子	さわの里小学校	磯子区上中里町548	1	HP	F1F34A
13	磯子	洋光台第三小学校	磯子区洋光台二丁目4-1	1	HP	F1F34A
14	磯子	洋光台第四小学校	磯子区洋光台六丁目6-1	1	HP	F1F34A
15	磯子	森東小学校	磯子区森一丁目4	1	HP	F1F34A
16	磯子	山王台小学校	磯子区磯子五丁目2-1	1	HP	F1F34A
17	保土ヶ谷	星川小学校	保土ヶ谷区星川三丁目18-1	1	HP	F1F34A
18	保土ヶ谷	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷区神戸町129-4	1	HP	F1F34A
19	保土ヶ谷	川島小学校	保土ヶ谷区川島町1162	1	HP	F1F34A
20	保土ヶ谷	今井小学校	保土ヶ谷区今井町981-1	1	HP	F1F34A
21	保土ヶ谷	帷子小学校	保土ヶ谷区川辺町65-1	1	HP	F1F34A
22	保土ヶ谷	峯小学校	保土ヶ谷区峰岡町1-10	1	HP	F1F34A
23	保土ヶ谷	岩崎小学校	保土ヶ谷区岩崎町22-1	1	HP	F1F34A
24	保土ヶ谷	富士見台小学校	保土ヶ谷区岩井町307	1	HP	F1F34A
25	保土ヶ谷	桜台小学校	保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目13-1	1	HP	F1F34A
26	保土ヶ谷	常盤台小学校	保土ヶ谷区釜台町22-1	1	HP	F1F34A
27	保土ヶ谷	上菅田笹の丘小学校	保土ヶ谷区上菅田町1422	1	HP	F1F34A
28	保土ヶ谷	初音が丘小学校	保土ヶ谷区藤塚町1-1	1	HP	F1F34A
29	保土ヶ谷	仏向小学校	保土ヶ谷区仏向町845	1	HP	F1F34A
30	保土ヶ谷	上星川小学校	保土ヶ谷区上星川二丁目51-1	1	HP	F1F34A
31	保土ヶ谷	新井小学校	保土ヶ谷区上菅田町1574-1	1	HP	F1F34A
32	保土ヶ谷	坂本小学校	保土ヶ谷区坂本町6	1	HP	F1F34A
33	保土ヶ谷	藤塚小学校	保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-22-1	1	HP	F1F34A
34	保土ヶ谷	瀬戸ヶ谷小学校	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町243	1	HP	F1F34A
35	保土ヶ谷	権太坂小学校	保土ヶ谷区権太坂二丁目4-1	1	HP	F1F34A
36	保土ヶ谷	新井小学校桜坂分校	保土ヶ谷区新井町580	1	HP	F1F34A
37	旭	二俣川小学校	旭区二俣川1-33	1	HP	F1F34A
38	旭	市沢小学校	旭区市沢町781	1	HP	F1F34A
39	旭	白根小学校	旭区中白根一丁目9-1	1	HP	F1F34A
40	旭	都岡小学校	旭区都岡町4-8	1	HP	F1F34A
41	旭	希望ヶ丘小学校	旭区中希望ヶ丘124	1	HP	F1F34A
42	旭	鶴ヶ峯小学校	旭区鶴ヶ峰一丁目42	1	HP	F1F34A
43	旭	本宿小学校	旭区本宿町16	1	HP	F1F34A
44	旭	万騎が原小学校	旭区大池町66	1	HP	F1F34A
45	旭	今宿小学校	旭区今宿東町829	1	HP	F1F34A
46	旭	東希望ヶ丘小学校	旭区東希望ヶ丘155	1	HP	F1F34A
47	旭	上川井小学校	旭区上川井町2913	1	HP	F1F34A
48	旭	さちが丘小学校	旭区さちが丘110-1	1	HP	F1F34A
49	旭	左近山小学校	旭区小高町55-2	1	HP	F1F34A
50	旭	笹野台小学校	旭区笹野台四丁目48-1	1	HP	F1F34A
51	旭	中沢小学校	旭区中沢三丁目25-1	1	HP	F1F34A
52	旭	四季の森小学校	旭区上白根町901	1	HP	F1F34A
53	旭	川井小学校	旭区川井宿町32-2	1	HP	F1F34A
54	旭	不動丸小学校	旭区白根三丁目33-1	1	HP	F1F34A
55	旭	上白根小学校	旭区上白根二丁目45-1	1	HP	F1F34A
56	旭	南本宿小学校	旭区南本宿町79	1	HP	F1F34A
57	旭	中尾小学校	旭区中尾一丁目8-1	1	HP	F1F34A
58	旭	善部小学校	旭区善部町4-1	1	HP	F1F34A
59	旭	今宿南小学校	旭区今宿南町1879-2	1	HP	F1F34A
60	旭	若葉台小学校	旭区若葉台二丁目14-1	1	HP	F1F34A
61	金沢	金沢小学校	金沢区町屋町26-26	1	HP	F1F34A
62	金沢	六浦小学校	金沢区六浦三丁目11-1	1	HP	F1F34A
63	金沢	釜利谷小学校	金沢区釜利谷東六丁目37-1	1	HP	F1F34A
64	金沢	富岡小学校	金沢区富岡西七丁目13-1	1	HP	F1F34A
65	金沢	大道小学校	金沢区大道二丁目3-1	1	HP	F1F34A
66	金沢	八景小学校	金沢区泥亀一丁目21-2	1	HP	F1F34A
67	金沢	文庫小学校	金沢区寺前二丁目21-7	1	HP	F1F34A
68	金沢	瀬ヶ崎小学校	金沢区六浦東三丁目2-1	1	HP	F1F34A
69	金沢	西柴小学校	金沢区西柴四丁目23-1	1	HP	F1F34A
70	金沢	西富岡小学校	金沢区富岡西五丁目49-1	1	HP	F1F34A
71	金沢	朝比奈小学校	金沢区東朝比奈二丁目53-1	1	HP	F1F34A
72	金沢	西金沢学園(小学部)	金沢区釜利谷西4丁目19番1号	1	HP	F1F34A
73	金沢	高舟台小学校	金沢区高舟台一丁目35-1	1	HP	F1F34A

No.	区名	学校名	住所	サーバ台数	メーカー	型番
74	金沢	並木第一小学校	金沢区並木一丁目7-1	1	HP	F1F34A
75	金沢	釜利谷東小学校	金沢区釜利谷東二丁目12-1	1	HP	F1F34A
76	金沢	並木中央小学校	金沢区並木一丁目25-1	1	HP	F1F34A
77	金沢	並木第四小学校	金沢区並木三丁目10-1	1	HP	F1F34A
78	金沢	能見台小学校	金沢区能見台三丁目32-1	1	HP	F1F34A
79	金沢	釜利谷南小学校	金沢区釜利谷南四丁目12-1	1	HP	F1F34A
80	金沢	小田小学校	金沢区富岡西一丁目69-1	1	HP	F1F34A
81	金沢	六浦南小学校	金沢区六浦南3-22-1	1	HP	F1F34A
82	金沢	能見台南小学校	金沢区能見台六丁目3-1	1	HP	F1F34A
83	戸塚	戸塚小学校	戸塚区戸塚町132	1	HP	F1F34A
84	戸塚	川上小学校	戸塚区秋葉町203-2	1	HP	F1F34A
85	戸塚	大正小学校	戸塚区原宿四丁目17-1	1	HP	F1F34A
86	戸塚	東戸塚小学校	戸塚区吉田町88	1	HP	F1F34A
87	戸塚	汲沢小学校	戸塚区汲沢三丁目6-1	1	HP	F1F34A
88	戸塚	境木小学校	戸塚区平戸三丁目48-1	1	HP	F1F34A
89	戸塚	川上北小学校	戸塚区川上町63-1	1	HP	F1F34A
90	戸塚	柏尾小学校	戸塚区柏尾町1317	1	HP	F1F34A
91	戸塚	小雀小学校	戸塚区小雀町1845	1	HP	F1F34A
92	戸塚	矢部小学校	戸塚区矢部町1698	1	HP	F1F34A
93	戸塚	南戸塚小学校	戸塚区戸塚町2790-3	1	HP	F1F34A
94	戸塚	平戸小学校	戸塚区平戸町542	1	HP	F1F34A
95	戸塚	深谷小学校	戸塚区深谷町1688-2	1	HP	F1F34A
96	戸塚	横浜深谷台小学校	戸塚区深谷町1312-1	1	HP	F1F34A
97	戸塚	東汲沢小学校	戸塚区汲沢一丁目16-1	1	HP	F1F34A
98	戸塚	名瀬小学校	戸塚区名瀬町776	1	HP	F1F34A
99	戸塚	平戸台小学校	戸塚区平戸町1165	1	HP	F1F34A
100	戸塚	鳥が丘小学校	戸塚区鳥が丘53	1	HP	F1F34A
101	戸塚	南舞岡小学校	戸塚区南舞岡四丁目15-1	1	HP	F1F34A
102	戸塚	上矢部小学校	戸塚区上矢部町1463-4	1	HP	F1F34A
103	戸塚	品濃小学校	戸塚区品濃町504-1	1	HP	F1F34A
104	戸塚	秋葉小学校	戸塚区秋葉町392-1	1	HP	F1F34A
105	戸塚	東俣野小学校	戸塚区東俣野町1103-1	1	HP	F1F34A
106	戸塚	下郷小学校	戸塚区戸塚町2447-2	1	HP	F1F34A
107	戸塚	舞岡小学校	戸塚区舞岡町534	1	HP	F1F34A
108	戸塚	倉田小学校	戸塚区上倉田町1426-6	1	HP	F1F34A
109	戸塚	東品濃小学校	戸塚区品濃町559	1	HP	F1F34A
110	栄	豊田小学校	栄区長沼町125-4	1	HP	F1F34A
111	栄	本郷小学校	栄区中野町16-1	1	HP	F1F34A
112	栄	西本郷小学校	栄区小菅ヶ谷二丁目22-1	1	HP	F1F34A
113	栄	千秀小学校	栄区田谷町1832	1	HP	F1F34A
114	栄	飯島小学校	栄区飯島町771-2	1	HP	F1F34A
115	栄	桂台小学校	栄区桂台南一丁目1-1	1	HP	F1F34A
116	栄	本郷台小学校	栄区本郷台一丁目6-1	1	HP	F1F34A
117	栄	上郷小学校	栄区犬山町6-1	1	HP	F1F34A
118	栄	小菅ヶ谷小学校	栄区本郷台四丁目31-1	1	HP	F1F34A
119	栄	公田小学校	栄区公田町354-3	1	HP	F1F34A
120	栄	庄戸小学校	栄区庄戸一丁目15-1	1	HP	F1F34A
121	栄	小山台小学校	栄区小山台一丁目15-1	1	HP	F1F34A
122	栄	笠間小学校	栄区笠間三丁目28-1	1	HP	F1F34A
123	栄	桜井小学校	栄区上郷町242-2	1	HP	F1F34A
124	泉	中和田小学校	泉区和泉町3721	1	HP	F1F34A
125	泉	岡津小学校	泉区岡津町2311	1	HP	F1F34A
126	泉	中田小学校	泉区中田南四丁目4-1	1	HP	F1F34A
127	泉	中和田南小学校	泉区和泉町987	1	HP	F1F34A
128	泉	上飯田小学校	泉区上飯田町1331	1	HP	F1F34A
129	泉	東中田小学校	泉区中田東四丁目43-1	1	HP	F1F34A
130	泉	新橋小学校	泉区新橋町909	1	HP	F1F34A
131	泉	和泉小学校	泉区和泉町4320	1	HP	F1F34A
132	泉	下和泉小学校	泉区和泉町1436	1	HP	F1F34A
133	泉	葛野小学校	泉区中田南五丁目15-1	1	HP	F1F34A
134	泉	いずみ野小学校	泉区和泉町6211	1	HP	F1F34A
135	泉	飯田北いちょう小学校	泉区上飯田町3795	1	HP	F1F34A
136	泉	伊勢山小学校	泉区和泉町2868	1	HP	F1F34A
137	泉	緑園東小学校	泉区緑園五丁目28	1	HP	F1F34A
138	泉	緑園西小学校	泉区緑園三丁目39	1	HP	F1F34A
139	泉	西が岡小学校	泉区西が岡三丁目12-11	1	HP	F1F34A
140	港北	日吉台小学校	港北区日吉本町一丁目34-21	1	HP	ML310e Gen8 V2
141	港北	高田小学校	港北区高田町1774	1	HP	ML310e Gen8 V2
142	港北	新田小学校	港北区新吉田町3226	1	HP	ML310e Gen8 V2
143	港北	大綱小学校	港北区太尾町976	1	HP	ML310e Gen8 V2
144	港北	城郷小学校	港北区鳥山町814	1	HP	ML310e Gen8 V2
145	港北	港北小学校	港北区菊名二丁目15-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
146	港北	綱島小学校	港北区綱島西三丁目11-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
147	港北	菊名小学校	港北区菊名五丁目18-1	1	HP	ML310e Gen8 V2

No.	区名	学校名	住所	サーバ台数	メーカー	型番
148	港北	篠原小学校	港北区篠原東三丁目27-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
149	港北	下田小学校	港北区下田町四丁目10-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
150	港北	大曾根小学校	港北区大曾根二丁目31-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
151	港北	日吉南小学校	港北区日吉本町四丁目2-6	1	HP	ML310e Gen8 V2
152	港北	篠原西小学校	港北区篠原町1241-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
153	港北	新吉田小学校	港北区新吉田町2155-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
154	港北	綱島東小学校	港北区綱島東三丁目1-30	1	HP	ML310e Gen8 V2
155	港北	師岡小学校	港北区師岡町986	1	HP	ML310e Gen8 V2
156	港北	矢上小学校	港北区日吉三丁目23-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
157	港北	駒林小学校	港北区日吉本町二丁目51-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
158	港北	高田東小学校	港北区高田東二丁目33-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
159	港北	太尾小学校	港北区太尾町1880	1	HP	ML310e Gen8 V2
160	港北	新羽小学校	港北区新羽町1452-2	1	HP	ML310e Gen8 V2
161	港北	北綱島小学校	港北区綱島西五丁目14-40	1	HP	ML310e Gen8 V2
162	港北	新吉田第二小学校	港北区新吉田町491-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
163	港北	大豆戸小学校	港北区大豆戸町759	1	HP	ML310e Gen8 V2
164	港北	小机小学校	港北区小机町1382-10	1	HP	ML310e Gen8 V2
165	緑	山下小学校	緑区北八朔町1865-3	1	HP	ML310e Gen8 V2
166	緑	長津田小学校	緑区長津田町2330	1	HP	ML310e Gen8 V2
167	緑	鴨居小学校	緑区鴨居四丁目7-15	1	HP	ML310e Gen8 V2
168	緑	新治小学校	緑区新治町768	1	HP	ML310e Gen8 V2
169	緑	森の台小学校	緑区森の台13-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
170	緑	十日市場小学校	緑区十日市場町1392-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
171	緑	三保小学校	緑区三保町1867	1	HP	ML310e Gen8 V2
172	緑	竹山小学校	緑区竹山三丁目1-16	1	HP	ML310e Gen8 V2
173	緑	長津田第二小学校	緑区長津田町2469-3	1	HP	ML310e Gen8 V2
174	緑	東本郷小学校	緑区東本郷五丁目40-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
175	緑	上山小学校	緑区上山二丁目5-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
176	緑	緑小学校	緑区鴨居五丁目19-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
177	緑	霧が丘学園(小学部)	緑区霧が丘四丁目3番地	1	HP	ML310e Gen8 V2
178	緑	いぶき野小学校	緑区いぶき野14-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
179	緑	中山小学校	緑区中山町925	1	HP	ML310e Gen8 V2
180	緑	山下みどり台小学校	緑区北八朔町2031-3	1	HP	ML310e Gen8 V2
181	青葉	鉄小学校	青葉区鉄町427	1	HP	ML310e Gen8 V2
182	青葉	谷本小学校	青葉区藤が丘一丁目55-10	1	HP	ML310e Gen8 V2
183	青葉	田奈小学校	青葉区田奈町51-13	1	HP	ML310e Gen8 V2
184	青葉	山内小学校	青葉区新石川一丁目20-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
185	青葉	奈良小学校	青葉区奈良町1541-2	1	HP	ML310e Gen8 V2
186	青葉	つつじが丘小学校	青葉区つつじが丘34	1	HP	ML310e Gen8 V2
187	青葉	美しが丘小学校	青葉区美しが丘二丁目29	1	HP	ML310e Gen8 V2
188	青葉	青葉台小学校	青葉区桜台47	1	HP	ML310e Gen8 V2
189	青葉	榎が丘小学校	青葉区榎が丘29	1	HP	ML310e Gen8 V2
190	青葉	もえぎ野小学校	青葉区もえぎ野16	1	HP	ML310e Gen8 V2
191	青葉	元石川小学校	青葉区美しが丘四丁目31-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
192	青葉	みたけ台小学校	青葉区みたけ台18	1	HP	ML310e Gen8 V2
193	青葉	藤が丘小学校	青葉区藤が丘二丁目30-3	1	HP	ML310e Gen8 V2
194	青葉	美しが丘東小学校	青葉区美しが丘二丁目25	1	HP	ML310e Gen8 V2
195	青葉	市ヶ尾小学校	青葉区市ヶ尾町1632-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
196	青葉	あざみ野第一小学校	青葉区あざみ野四丁目6-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
197	青葉	嶮山小学校	青葉区すすき野一丁目6-4	1	HP	ML310e Gen8 V2
198	青葉	鴨志田第一小学校	青葉区鴨志田町805-6	1	HP	ML310e Gen8 V2
199	青葉	東市ヶ尾小学校	青葉区市ヶ尾町519	1	HP	ML310e Gen8 V2
200	青葉	あざみ野第二小学校	青葉区あざみ野三丁目29-3	1	HP	ML310e Gen8 V2
201	青葉	鴨志田緑小学校	青葉区鴨志田町532	1	HP	ML310e Gen8 V2
202	青葉	荏子田小学校	青葉区荏子田三丁目8-9	1	HP	ML310e Gen8 V2
203	青葉	恩田小学校	青葉区桂台二丁目36	1	HP	ML310e Gen8 V2
204	青葉	新石川小学校	青葉区新石川三丁目12-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
205	青葉	奈良の丘小学校	青葉区奈良二丁目29-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
206	青葉	さつきが丘小学校	青葉区さつきが丘8	1	HP	ML310e Gen8 V2
207	青葉	荏田西小学校	青葉区荏田西四丁目5-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
208	青葉	桂小学校	青葉区桂台一丁目4	1	HP	ML310e Gen8 V2
209	青葉	黒須田小学校	青葉区黒須田34-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
210	都筑	中川小学校	都筑区牛久保東二丁目21-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
211	都筑	都田小学校	都筑区池辺町2831	1	HP	ML310e Gen8 V2
212	都筑	川和小学校	都筑区川和町1463	1	HP	ML310e Gen8 V2
213	都筑	折本小学校	都筑区折本町1321	1	HP	ML310e Gen8 V2
214	都筑	勝田小学校	都筑区勝田町266	1	HP	ML310e Gen8 V2
215	都筑	山田小学校	都筑区東山田三丁目29-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
216	都筑	荏田小学校	都筑区荏田南町694	1	HP	ML310e Gen8 V2
217	都筑	すみれが丘小学校	都筑区すみれが丘34	1	HP	ML310e Gen8 V2
218	都筑	都田西小学校	都筑区池辺町2452-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
219	都筑	東山田小学校	都筑区東山田一丁目4-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
220	都筑	荏田東第一小学校	都筑区荏田東三丁目5-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
221	都筑	荏田南小学校	都筑区荏田南二丁目5-2	1	HP	ML310e Gen8 V2

No.	区名	学校名	住所	サーバ台数	メーカー	型番
222	都筑	茅ヶ崎小学校	都筑区茅ヶ崎南一丁目11-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
223	都筑	茅ヶ崎東小学校	都筑区茅ヶ崎東二丁目11-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
224	都筑	中川西小学校	都筑区中川一丁目3-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
225	都筑	川和東小学校	都筑区富士見が丘21-2	1	HP	ML310e Gen8 V2
226	都筑	茅ヶ崎台小学校	都筑区長坂13-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
227	都筑	北山田小学校	都筑区北山田五丁目14-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
228	都筑	都筑小学校	都筑区中川六丁目2-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
229	都筑	南山田小学校	都筑区南山田二丁目27-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
230	都筑	つづきの丘小学校	都筑区荏田東一丁目22-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
231	都筑	牛久保小学校	都筑区牛久保一丁目23-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
232	瀬谷	瀬谷小学校	瀬谷区相沢四丁目1-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
233	瀬谷	原小学校	瀬谷区阿久和東四丁目33-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
234	瀬谷	上瀬谷小学校	瀬谷区瀬谷町7140	1	HP	ML310e Gen8 V2
235	瀬谷	三ツ境小学校	瀬谷区三ツ境157	1	HP	ML310e Gen8 V2
236	瀬谷	南瀬谷小学校	瀬谷区南瀬谷一丁目1-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
237	瀬谷	二つ橋小学校	瀬谷区二ツ橋町507	1	HP	ML310e Gen8 V2
238	瀬谷	瀬谷第二小学校	瀬谷区橋戸二丁目41-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
239	瀬谷	相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目56-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
240	瀬谷	大門小学校	瀬谷区本郷三丁目47-5	1	HP	ML310e Gen8 V2
241	瀬谷	瀬谷さくら小学校	瀬谷区下瀬谷三丁目58-1	1	HP	ML310e Gen8 V2
242	瀬谷	阿久和小学校	瀬谷区阿久和南四丁目8-2	1	HP	ML310e Gen8 V2
243	保土ヶ谷	岩崎中学校	保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目6-1	1	富士通	PYT131IT3S
244	保土ヶ谷	保土ヶ谷中学校	保土ヶ谷区釜台町3-1	1	富士通	PYT131IT3S
245	保土ヶ谷	宮田中学校	保土ヶ谷区宮田町1-100	1	富士通	PYT131IT3S
246	保土ヶ谷	岩井原中学校	保土ヶ谷区岩井町308	1	富士通	PYT131IT3S
247	保土ヶ谷	西谷中学校	保土ヶ谷区川島町1208	1	富士通	PYT131IT3S
248	保土ヶ谷	上菅田中学校	保土ヶ谷区上菅田町780	1	富士通	PYT131IT3S
249	保土ヶ谷	新井中学校	保土ヶ谷区新井町43-7	1	富士通	PYT131IT3S
250	保土ヶ谷	橘中学校	保土ヶ谷区仏向町1167-2	1	富士通	PYT131IT3S
251	保土ヶ谷	新井中学校桜坂分校	保土ヶ谷区新井町580	1	富士通	PYT131IT3S
252	旭	鶴ヶ峰中学校	旭区鶴ヶ峰本町三丁目28-1	1	富士通	PYT131IT3S
253	旭	万騎が原中学校	旭区万騎が原31	1	富士通	PYT131IT3S
254	旭	希望が丘中学校	旭区東希望が丘118	1	富士通	PYT131IT3S
255	旭	上白根中学校	旭区上白根町868	1	富士通	PYT131IT3S
256	旭	左近山中学校	旭区左近山1335-2	1	富士通	PYT131IT3S
257	旭	都岡中学校	旭区川井宿町32-2	1	富士通	PYT131IT3S
258	旭	旭中学校	旭区今宿二丁目40-1	1	富士通	PYT131IT3S
259	旭	南希望が丘中学校	旭区南希望が丘108-8	1	富士通	PYT131IT3S
260	旭	今宿中学校	旭区今宿東町825	1	富士通	PYT131IT3S
261	旭	本宿中学校	旭区川島町1979	1	富士通	PYT131IT3S
262	旭	旭北中学校	旭区上白根二丁目47-1	1	富士通	PYT131IT3S
263	旭	若葉台中学校	旭区若葉台一丁目13-1	1	富士通	PYT131IT3S
264	港北	城郷中学校	港北区小机町325	1	富士通	PYT131IT3S
265	港北	新田中学校	港北区新吉田町1256	1	富士通	PYT131IT3S
266	港北	日吉台中学校	港北区日吉本町四丁目9-1	1	富士通	PYT131IT3S
267	港北	大綱中学校	港北区太尾町611	1	富士通	PYT131IT3S
268	港北	篠原中学校	港北区篠原町1342-3	1	富士通	PYT131IT3S
269	港北	樽町中学校	港北区樽町四丁目15-1	1	富士通	PYT131IT3S
270	港北	日吉台西中学校	港北区日吉本町五丁目44-1	1	富士通	PYT131IT3S
271	港北	新羽中学校	港北区新羽町1434-4	1	富士通	PYT131IT3S
272	港北	高田中学校	港北区高田町2439	1	富士通	PYT131IT3S
273	緑	田奈中学校	緑区長津田二丁目24-1	1	富士通	PYT131IT3S
274	緑	中山中学校	緑区寺山町653-21	1	富士通	PYT131IT3S
275	緑	十日市場中学校	緑区十日市場町1501-42	1	富士通	PYT131IT3S
276	緑	鴨居中学校	緑区鴨居五丁目12-35	1	富士通	PYT131IT3S
277	緑	霧が丘学園(中学部)	緑区霧が丘4-4	1	富士通	PYT131IT3S
278	緑	東鴨居中学校	緑区鴨居三丁目39-1	1	富士通	PYT131IT3S
279	青葉	山内中学校	青葉区美しが丘五丁目4	1	富士通	PYT131IT3S
280	青葉	谷本中学校	青葉区梅が丘5	1	富士通	PYT131IT3S
281	青葉	青葉台中学校	青葉区青葉台二丁目25-2	1	富士通	PYT131IT3S
282	青葉	みたけ台中学校	青葉区みたけ台30	1	富士通	PYT131IT3S
283	青葉	美しが丘中学校	青葉区美しが丘三丁目41-1	1	富士通	PYT131IT3S
284	青葉	すすき野中学校	青葉区すすき野三丁目4-3	1	富士通	PYT131IT3S
285	青葉	奈良中学校	青葉区すみよし台36-3	1	富士通	PYT131IT3S
286	青葉	緑が丘中学校	青葉区千草台50-1	1	富士通	PYT131IT3S
287	青葉	もえぎ野中学校	青葉区もえぎ野4-1	1	富士通	PYT131IT3S
288	青葉	あざみ野中学校	青葉区あざみ野一丁目29-1	1	富士通	PYT131IT3S
289	青葉	鴨志田中学校	青葉区鴨志田町536	1	富士通	PYT131IT3S
290	青葉	市ヶ尾中学校	青葉区市ヶ尾町531-1	1	富士通	PYT131IT3S
291	青葉	あかね台中学校	青葉区あかね台二丁目8番地2	1	富士通	PYT131IT3S
292	都筑	都田中学校	都筑区池辺町2818	1	富士通	PYT131IT3S
293	都筑	中川中学校	都筑区大圃町240	1	富士通	PYT131IT3S
294	都筑	川和中学校	都筑区富士見が丘21-1	1	富士通	PYT131IT3S
295	都筑	茅ヶ崎中学校	都筑区茅ヶ崎南一丁目10-1	1	富士通	PYT131IT3S

No.	区名	学校名	住所	サーバ台数	メーカー	型番
296	都筑	荏田南中学校	都筑区荏田南二丁目5-1	1	富士通	PYT1311T3S
297	都筑	中川西中学校	都筑区中川二丁目1-1	1	富士通	PYT1311T3S
298	都筑	東山田中学校	都筑区東山田二丁目9番1号	1	富士通	PYT1311T3S
299	都筑	早淵中学校	都筑区早淵二丁目4番1号	1	富士通	PYT1311T3S
300	瀬谷	瀬谷中学校	瀬谷区中央5-41	1	富士通	PYT1311T3S
301	瀬谷	原中学校	瀬谷区阿久和西二丁目1-6	1	富士通	PYT1311T3S
302	瀬谷	南瀬谷中学校	瀬谷区南台二丁目2-8	1	富士通	PYT1311T3S
303	瀬谷	東野中学校	瀬谷区東野130	1	富士通	PYT1311T3S
304	瀬谷	下瀬谷中学校	瀬谷区下瀬谷二丁目16-7	1	富士通	PYT1311T3S
305	磯子	根岸中学校	磯子区西町17-13	1	富士通	PYT1311T3S
306	磯子	浜中学校	磯子区杉田三丁目30-11	1	富士通	PYT1311T3S
307	磯子	岡村中学校	磯子区岡村一丁目14-1	1	富士通	PYT1311T3S
308	磯子	汐見台中学校	磯子区汐見台一丁目2-1	1	富士通	PYT1311T3S
309	磯子	洋光台第一中学校	磯子区洋光台二丁目5-1	1	富士通	PYT1311T3S
310	磯子	洋光台第二中学校	磯子区洋光台六丁目41-1	1	富士通	PYT1311T3S
311	磯子	森中学校	磯子区森五丁目22-1	1	富士通	PYT1311T3S
312	金沢	金沢中学校	金沢区釜利谷東一丁目1-1	1	富士通	PYT1311T3S
313	金沢	六浦中学校	金沢区六浦一丁目24-4	1	富士通	PYT1311T3S
314	金沢	大道中学校	金沢区大道一丁目85-1	1	富士通	PYT1311T3S
315	金沢	西柴中学校	金沢区西柴一丁目23-1	1	富士通	PYT1311T3S
316	金沢	富岡中学校	金沢区富岡西五丁目46-1	1	富士通	PYT1311T3S
317	金沢	富岡東中学校	金沢区並木一丁目6-1	1	富士通	PYT1311T3S
318	金沢	西金沢学園(中学部)	金沢区釜利谷西4-19-1	1	富士通	PYT1311T3S
319	金沢	並木中学校	金沢区並木三丁目4-1	1	富士通	PYT1311T3S
320	金沢	釜利谷中学校	金沢区釜利谷南三丁目5-1	1	富士通	PYT1311T3S
321	金沢	小田中学校	金沢区富岡西一丁目73-1	1	富士通	PYT1311T3S
322	戸塚	大正中学校	戸塚区原宿四丁目12-1	1	富士通	PYT1311T3S
323	戸塚	戸塚中学校	戸塚区戸塚町4542	1	富士通	PYT1311T3S
324	戸塚	舞岡中学校	戸塚区舞岡町226	1	富士通	PYT1311T3S
325	戸塚	境木中学校	戸塚区平戸三丁目48-2	1	富士通	PYT1311T3S
326	戸塚	豊田中学校	戸塚区下倉田町950	1	富士通	PYT1311T3S
327	戸塚	汲沢中学校	戸塚区汲沢町550-2	1	富士通	PYT1311T3S
328	戸塚	名瀬中学校	戸塚区名瀬町791-6	1	富士通	PYT1311T3S
329	戸塚	深谷中学校	戸塚区深谷町1071	1	富士通	PYT1311T3S
330	戸塚	秋葉中学校	戸塚区秋葉町271-3	1	富士通	PYT1311T3S
331	戸塚	平戸中学校	戸塚区平戸町993-4	1	富士通	PYT1311T3S
332	戸塚	南戸塚中学校	戸塚区戸塚町1842-1	1	富士通	PYT1311T3S
333	栄	本郷中学校	栄区桂町84-14	1	富士通	PYT1311T3S
334	栄	上郷中学校	栄区犬山町6-2	1	富士通	PYT1311T3S
335	栄	桂台中学校	栄区桂台中5-1	1	富士通	PYT1311T3S
336	栄	西本郷中学校	栄区小菅ヶ谷一丁目29-1	1	富士通	PYT1311T3S
337	栄	飯島中学校	栄区飯島町746-1	1	富士通	PYT1311T3S
338	栄	小山台中学校	栄区小山台一丁目14-1	1	富士通	PYT1311T3S
339	泉	岡津中学校	泉区岡津町2346	1	富士通	PYT1311T3S
340	泉	中和田中学校	泉区和泉町4062	1	富士通	PYT1311T3S
341	泉	泉が丘中学校	泉区和泉町2221	1	富士通	PYT1311T3S
342	泉	中田中学校	泉区中田北二丁目20-1	1	富士通	PYT1311T3S
343	泉	上飯田中学校	泉区上飯田町2254	1	富士通	PYT1311T3S
344	泉	いずみ野中学校	泉区和泉町6201	1	富士通	PYT1311T3S
345	泉	領家中学校	泉区領家四丁目3-1	1	富士通	PYT1311T3S
346	戸塚	戸塚高等学校	戸塚区汲沢二丁目27番1号	1	HP	F1F31A
347	保土ヶ谷	桜丘高等学校	保土ヶ谷区桜ヶ丘2-15-1	1	HP	F1F31A
348	金沢	金沢高等学校	金沢区瀬戸22-1	1	HP	F1F31A
349	磯子	横浜商業高等学校別科	磯子区丸山1-22-21	1	HP	F1F31A
350	保土ヶ谷	ろう特別支援学校	保土ヶ谷区常盤台81番1号	1	HP	F1F31A
351	保土ヶ谷	上菅田特別支援学校	保土ヶ谷区上菅田町462番地	1	HP	F1F31A
352	港北	北綱島特別支援学校	港北区綱島西五丁目14番54号	1	HP	F1F31A
353	旭	若葉台特別支援学校	旭区若葉台2丁目1-1	1	HP	F1F31A
354	戸塚	東俣野特別支援学校	戸塚区東俣野町1103-1	1	HP	F1F31A
355	栄	本郷特別支援学校	栄区小菅ヶ谷三丁目37番12号	1	HP	F1F31A
356	瀬谷	二つ橋高等特別支援学校	瀬谷区二ツ橋町470	1	HP	F1F31A

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、協働契約書の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の協働契約(委託型)に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、委託者から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対するすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後

直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、事業実施期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、事業実施期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、協働契約書第26条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、協働契約特約条項第2条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

委託契約書

1 委託名 令和3年度横浜市立学校校務用サーバ保守業務委託

2 履行場所 仕様書のとおり

3 履行期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日 まで

4 契約代金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

免税業者

5 契約区分 確定契約 [前金払 しない する (分割払 (回) 一括払)]

概算契約 [概算払 しない する (分割払 (回) 一括払)]

6 部分払 しない する (12回以内)

7 部分払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり

8 分割払の基準 基準表のとおり 設計書のとおり

9 部分払又は分割払の基準表

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)

※単価及び金額は消費税等額を含まない金額

10 委託代金の支払場所 横浜市指定金融機関（市庁内） 横浜市水道局出納取扱金融機関 横浜市交通局出納取扱金融機関

11 契約保証金 免除 _____ 円

12 特約条項

上記の委託について、委託者横浜市と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の約款の条項（特約条項がある場合、それを含む。）によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

委託者 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

契約事務受任者

横浜市教育次長

印

受託者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印